

平成十九年三月

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する
議定書の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	議定書の内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	二

一 概説

1 議定書の成立経緯

平成七年（千九百九十五年）三月三日にパリで署名された我が国政府とフランス共和国政府との間の現行租税条約（以下「現行条約」という。）は、平成八年（千九百九十六年）に発効後、平成十七年（二千五年）二月に日・仏社会保障協定が署名されるなどの状況の変化があり、さらに両国間の経済的、人的交流を一層活発化するための環境整備を税制面からも支援すべきとの考えに基づき、両政府は、現行条約の見直しのための交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、本年一月十一日にパリにおいて、日本側飯村在フランス大使とフランス側コペ予算・国家改革担当大臣との間で本議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

配当、利子及び使用料（著作権、特許権等）の支払に対する源泉地国課税を軽減することとし、特に一定の親子間配当、一定の主体が受け取る利子及び使用料については源泉地国免税としている。また、こうした減免措置の拡大と併せ、租税回避の防止のための措置をとることとしている。さらに、就労者が自国の社会保障制度に対して支払う社会保険料について就労地国が所得控除を相互に認めることとしている。これらにより、両国間の経済的、人的交流が一層促進されることが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十一箇条及び末文から成っているほか、その内容は、次のとおりである。

- 1 現行条約第十条を改め、配当に対する源泉地国での限度税率を、親子間配当以外について十パーセントとするとともに、親子間の認定要件を緩和することを規定している。また、条約特典の濫用防止について規定している。（第五条）
- 2 現行条約第十一条を改め、利子に対する源泉地国免税の対象範囲を一般の金融機関等にも拡大することを規定している。また、条約特典の濫用防止について規定している。（第六条）
- 3 現行条約第十二条を改め、使用料に対する源泉地国免税について規定している。また、条約特典の濫用防止について規定している。（第七条）

4 現行条約第十八条を改め、就労者が自国の社会保障制度に対して支払う社会保険料について就労地国が所得控除を相互に認めることを規定している。(第十二条)

5 現行条約第二十条の次に第二十条のAを挿入し、匿名組合員が組合契約に関連して取得する所得又は収益は源泉地国において課税することを規定している。(第十三条)

6 現行条約第二十二条の次に第二十二条のAを挿入し、源泉地国免税となる所得について条約特典を受けられる適格居住者の範囲を規定するとともに、適格居住者でない場合も一定の要件を満たす場合は条約特典を受けられることを規定している。(第十五条)

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の規定を実施するため、所得税法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。